

保護者各位

静岡県立下田高等学校
(南伊豆分校)

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

日頃から、本校の教育活動に御支援と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段として、ソーシャルネットワークワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）が活用されることがあります。

しかしながら、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教職員と児童生徒との間でSNS等を用いた私的なやりとりが行われていた事案が見受けられたことから、文部科学省及び静岡県教育委員会は、各学校に対し、SNS等の取扱いに関しルール等を定めるとともに、そのルール等について、教職員のみならず、保護者等にも周知するよう通知しています。

こうした通知を受け、本校でも別紙のとおり、共通ルールを定めておりますのでお知らせします。

保護者各位におかれましては、児童生徒へ御指導いただくとともに、本校の対応について御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

生徒課（担当：小林）
電話：0558-62-0103

=====

<参考>

- また、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教育職員等と児童生徒等との間でソーシャルネットワークワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、学校の設置者の教育委員会など教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化することが必要である。なお、各学校のルール等について、教育職員等のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。

※ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）より抜粋